



## 佐賀県の野鳥において 低病原性鳥インフルエンザ検出

佐賀県において野鳥の糞便からH7N7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました

飼養衛生管理基準を順守し、高病原性鳥インフルエンザなどの対策の徹底をお願いします。

- ・ 病原体の侵入防止のため、下記について再確認をお願いします。
  - ① **衛生管理区域専用の衣服及び長靴の設置**
  - ② **鶏舎ごとの専用長靴の設置**
  - ③ 衛生管理区域に出入りする人の手指消毒、車両消毒の徹底
  - ④ 鶏舎の屋根や壁、防鳥ネットの破損の確認と修繕の実施
- ・ 鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



**家畜保健衛生所にご連絡ください**

(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・ 5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・ 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

